

決議案第6号

食と観光対策特別委員会設置に関する決議

- 1 本議会に16人の委員をもって構成する食と観光対策特別委員会を設置する。
- 2 本委員会は、次の事項について必要な調査を行う。
 - (1) 観光振興対策の総合的な企画・調整に関すること。
 - (2) 「食」や地域特性を生かした観光の戦略的推進に関すること。
 - (3) 観光サービスの向上と受け入れ体制の整備に関すること。
 - (4) 地域の自然環境などを活用した体験型観光の推進に関すること。
 - (5) 安全・安心な食品の生産・供給に関すること。
 - (6) 安全・安心な食品を生産するための環境保全に関すること。
- 3 本委員会は、前項に関する関係常任委員会所管事務について連絡調整を行う。
- 4 本委員会は、閉会中も調査を行うことができることとし、議会において調査終了を議決するまで継続存置する。